

さいたま市告示第866号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和8年5月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退した医療機関

- ・ 別紙のとおり

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

(別紙)

辞退した医療機関

指定医療機関名	住所	辞退年月日
医療法人社団白報会在宅クリニック ドクターランド大宮	さいたま市大宮区仲町2-60 仲 町川鍋ビル2階	令和8年5月1日
株式会社アカックスあおい調剤薬局	さいたま市岩槻区本町2-2-8	令和8年3月31日
訪問看護ステーション デューン大 宮東	さいたま市大宮区大門町1-63 栗橋ビル5FB	令和8年3月31日
訪問看護ステーション ALWAYS 武蔵浦和	さいたま市南区根岸5-15-8 YKビル6階	令和8年5月31日